士別地域消費者被害防止ネットワーク
士別地区！くらしねっと情報　第 467 号（2023.9.11）

フィッシング詐欺による第三者利用に注意

スマートフォンに実在する事業者名をかたり、未納料金を請求される事例や、ID再設定等の名目で、個人情報やクレジット情報を入力させるフィッシングメールの事例が多く寄せられています。そのメールをきっかけに、第三者が自分のIDや電話番号でオンラインショッピングを利用し、高額請求が届くという被害が急増しています。

【事例 1】50 歳代　女性　士別

５月上旬、スマホのメール受信箱に、プラットフォーム事業者から大量のメールが届いていることに気が付き、息子に相談した。それらは、オンラインゲームの課金代の領収書で合計 47,700 円利用されていた。４月下旬、自分の ID で「他の機器にアクセスされています。問題があれば早急にパスを変更してください」という内容のメールが届いていたようだ。パスは既に変更したが、今後返金を求めるにあたり警察に行くべきか。

【事例 2】50 歳代　女性　士別

３月末、クレジットの請求書が届き、娘が利用しているスマホの利用料金が高額であることから、引落しになったクレジット会社、回線契約をした事業者、通信会社や利用されたであろうプラットフォーム事業者、そして警察にも相談した。しかし、どの部署でもきちんと調査をしてもらえず、５カ月が経過した。最終的に、不正利用された 14 万円を１週間以内に通信会社へ支払わなければ回線契約を解除すると請求書が届き、納得できない。

【相談処理】

事例１は、不正利用が発覚して間もなくプラットフォーム事業者へ調査依頼をし、約 10 日後に全額返金のスピード解決ができました。

事例２は、消費者が５カ月間自身で解決を試みましたが、返金には至らず当センターに相談に来ました。当センターが斡旋にあたり、最終的にプラットフォーム事業者から救済措置としてほぼ全額返金されました。

【ひとこと助言】

・SMS で実在する組織をかたり、消費者を信用させ、荷物の受け取りやパスワードの変更などの名目で URL を開封させ、個人情報の入力を誘導します。安易にアクセスせず、事業者の正規ホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。

・事例１のように、プラットフォーム事業者がメールで警告してくれる場合があります。日頃から迷惑メールを含め、受信メールを確認することを習慣にしましょう。

・第三者はキャリア決済（携帯電話通信料金と合算して支払うサービス）で商品を購入することが多いようです。ご自身のキャリア決済の限度額を予め最低額に設定しておくことも一案です。不安に思うことやトラブルが生じた場合には、下記相談窓口にご相談下さい。

消費生活相談専用ダイヤル　(0165)23－3820
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）
■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています